

NPO協働提案推進事業の変更点

1 事業見直しのポイント

(1) 協働形態の見直し ~ 「委託」から「補助」へ

NPOと県が課題解決の目的を共有し、NPOと県のそれぞれの役割を整理した上で、それに応じた費用負担をNPOに補助し、事業を実施する。

(2) 費用負担の見直し

NPOと県との事前協議を行い、役割分担を明確にした上で、NPOにも相当の費用負担を求め、県は4/5を補助率として事業費の補助を行う。

2 平成20年度からの事業内容(案)

	平成20年度～	平成16年度～平成19年度
対象となる事業	NPOと県が協働して行う事業としてふさわしいもの(地域的な事業の場合は、全県的な波及効果が見込まれる事業) <ul style="list-style-type: none"> ・自由な提案(担当課との事前協議を推奨する) ・テーマ提案(担当課との事前協議を要する) 県及びNPOからテーマ募集をして、ミーティングを実施	いずれにも該当する事業 NPOと県が協働して行う事業としてふさわしいもの <ul style="list-style-type: none"> ・自由な提案(要件なし) ・テーマ提案 広域的な事業(地域的な事業の場合は、全県的な波及効果が見込まれる事業) テーマ提案については、意見交換会の実施あり
事業予算	600万円 (150万円×4件)	600万円 (150万円×4件)
事業形態	県とNPOとの役割を明確にした上で、事業費のうち補助率に相当する額をNPOに補助	県事業として採択し、NPOに事業の実施を委託
補助率	4/5	10/10(委託)